

2020年10月6日

**Britannia Steam Ship Insurance Association Limited(「ブリタニヤ」)の保険および再保険事業全体の  
Britannia Steam Ship Insurance Association Europe M.A.(「ブリタニヤヨーロッパ」)への譲渡提案について  
(Proposed transfer of the entire insurance and reinsurance business of The Britannia Steam Ship  
Insurance Association Limited ("Britannia") to The Britannia Steam Ship Insurance Association  
Europe M.A. ("Britannia Europe"))**

イギリスの欧州連合離脱に対応するブリタニヤの計画の一部として、英国2000年金融サービス事業法第7編規制に基づく保険事業譲渡計画に従い、ブリタニヤが(再)保険者である(再)保険の全契約を含め、ブリタニヤの保険および再保険事業全体をブリタニヤヨーロッパに譲渡することが提案されていることを、ご存知の方もいらっしゃるかもしれません。

本事業譲渡計画は、イングランド・ウェールズ高等法院(「裁判所」)の承認を受ける必要があります。2020年9月24日の裁判所の審問で認められた命令に基づくブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパの義務に従った本計画の正式な通知を、すでに受領している方もいらっしゃるかもしれません。

ブリタニヤヨーロッパは、2018年11月にルクセンブルクで設立され、同年12月に保険監督委員会(CAA: Commissariat aux Assurances)によって保険会社の免許を取得しました。

ブリタニヤは、健全性監督機構(PRA)および金融行為規制機構(FCA)と緊密に協議しながら作業を進めており、両機構は提案中の事業譲渡について評価中で、裁判所に報告書を提出しました。さらに、CAAのほか、ブリタニヤが支店を有している地域である日本、香港およびシンガポールの監督当局とも緊密に連絡を取り合っています。なお、これらの支店はブリタニヤヨーロッパの支店として再構築される必要があります。

また、このプロセスでは、提案中の事業譲渡により生じる可能性の高い影響について意見を述べる独立専門家の任命も義務付けられています。Grant Thornton UK LLPのSimon Sheaf(サイモン・シーフ)氏(「独立専門家」)が任命されました。シーフ氏の最優先責務は、裁判所に対するものであり、ブリタニヤやブリタニヤヨーロッパに対するものではありません。独立専門家は、独自の考察および見解の報告書を作成しており、それを裁判所が検討することになります。

[本計画に関する書類](#)および補足情報は、ブリタニヤのウェブサイトでご覧いただけます。

以上  
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。